

くまもと  
水守

KUMAMOTO MIZUMORI



KUMAMOTO WATER LIFE

令和7年(2025年)3月  
熊本市

# 目次

---

1	くまもと水守とは	1
2	登録・変更・廃止の手続き	3
3	水守の活動	5
4	本市の水関連情報等	6
5	くまもと水守制度要綱	9

---

## 【題字】

「くまもと水守」の題字は、熊本市在住の著名な書家・兼城昌山さんに書いていただきました。

兼城さんはこの書への想いを「水は生命の根源です。その大切なものを守ることを思って、力強く書きました。」と語っています。

くまもと  
水守



# 1 くまもと水守とは

---

## (1)はじめに

世界に誇る地下水都市である熊本市には、故郷の水の素晴らしさに魅力を感じ、またその貴重さを知り、保全やPRに取り組む方々が数多くいらっしゃいます。

例えば、日々地域の湧水地を清掃する人、かん養や節水など地下水の保全に取り組む人、昔から続く地域の水の行事を保存・伝承する人、水の問題を研究し解決策を探る人などです。

このような水保全に取り組む人材やその活動情報を集約し、一つの場所で情報を得ることができれば、活動をする方々にとっても、熊本市にとっても大きな強み・力になると考えました。

これが「くまもと水守」制度創設の背景です。

## (2)くまもと水守制度の目的・仕組み・機能

くまもと水守制度は、熊本市の地下水保全及び水の魅力を生かしたまちづくりを担う人材及びその活動情報を収集し、発信することで、熊本市の水環境の保全や水文化の継承、魅力発信を進めていくための制度です。

熊本市の水に関わる活動をする人材を、市が「くまもと水守」として登録し、水に関わる人材と活動情報を掘り起こし、情報を収集・提供することで活動の輪を広げていきます。

くまもと水守は、以下の3つの機能を備えています。

### ① 人材情報の集約

水に関わる活動を行っている人(またはこれから活動する人)を「くまもと水守」として登録し、水守登録台帳に記録します。

※以下、「くまもと水守」を「水守」と略します。

### ② 活動情報の発信

水守から提供いただいた活動情報等を、熊本市ホームページに掲載し、広く発信します。

### ③ ネットワーク形成

水守の活動情報は、熊本市ホームページから確認することができます。こうした情報をもとに、目的に応じて、他の水守と情報交換や交流を行うことができます。

(例) イベント開催にあたり、段取りや参加者の募り方等について知識や経験のある水守にアドバイスをもらう等

【図 水守制度の仕組みと機能】

① 人材情報の集約

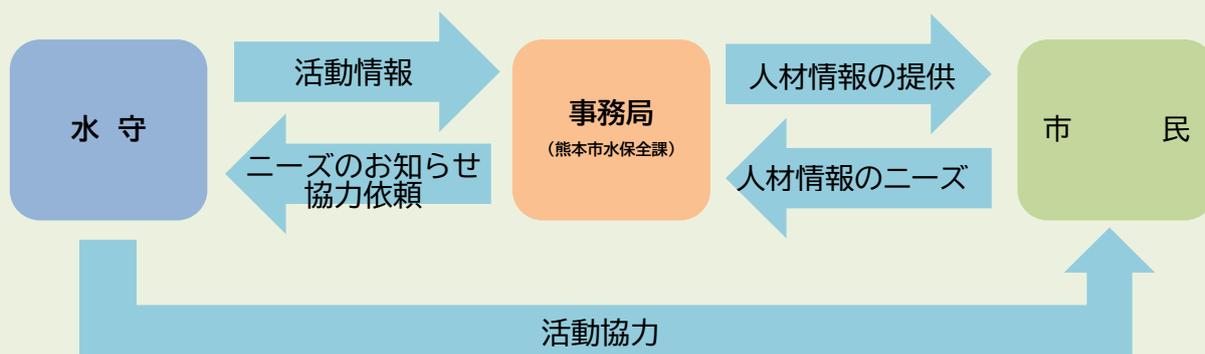
水環境の保全、水文化の継承又は水を生かしたまちづくりの活動を行うことができる人

登録申込

登録

台帳登録

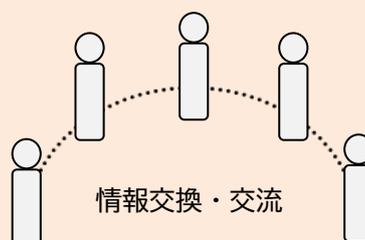
② 活動情報の発信・共有



③ ネットワーク形成

事務局による情報発信  
(熊本市 HP)

水守同士の情報交換・交流



## 2 登録・変更・廃止の手続き

### (1) 登録手続

#### ① 登録申込書の提出

くまもと水守事務局（水保全課）または熊本市ホームページから申込書入手し、必要事項を記入後、提出してください。

- ・ 提出方法：郵送、FAX、電子メール、事務局窓口への持込
- ・ 資格：熊本市の水環境の保全や魅力発信など、水に関わる活動に取り組むことができる方ならどなたでも申し込みできます。年齢や住所を問わず、熊本市外の方でも応募できます。  
※個人としての申込、登録になります。団体での登録はできません。
- ・ 登録費用・年会費：なし  
※水守としての活動に係る費用は自己負担となります。

#### ② 登録証・水守グッズの配布

水守への登録後、登録証とバッジ等のグッズを郵送でお送りします。



携帯用登録証



ステッカー



バッジ

### (2) 登録変更の手続き

住所、連絡先、水守の呼称、活動の内容等に変更がある場合は、電話やメール等で事務局までご連絡ください。

### (3)登録廃止の手続き

登録を廃止する(水守を辞める)場合、登録証、携帯用登録証、バッジ等を事務局に返却してください。

なお、水守の名誉を傷つけたり、非違な行為を取る等、水守として適当でないと認められたときは、登録の廃止を勧告し、除名することがあります。

### ◇水守の呼称について

自身の活動に沿った水守の呼称を付けることができます。こちらの水守の呼称は自由に使用できます。(例:〇〇水守のいる店)

#### <水守の呼称の付け方の例>

【活動の例(今やっている事・今後できる事)】	【呼称の例】
熊本水遺産の湧水地の世話人	[〇〇湧水]水守
地下水をかん養する農家	[地下水かん養]水守
地域の水祭りをする人	[水祭り]水守
熊本の地下水の研究者	[研究]水守
水の名所や水遺産の案内ができる人	[ガイド] 水守
東京の県人会でPRする人	[宣伝]水守
熊本の水のおいしさを伝えるシェフ	[料理人]水守
インターネット等を活用して情報発信ができる人	[IT]水守

#### 【くまもと水守事務局】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市環境局環境推進部水保全課  
TEL:096-328-2436 FAX:096-359-9945  
Mail:mizuhozen@city.kumamoto.lg.jp

## 3 水守の活動

---

### (1) 熊本市の水に関わる活動

登録した「〇〇水守」の呼称にちなみ、ご自身のペースで活動を行ってください。

水守の活動に対して、市から報酬は一切出ません。ただし、これは職業を通じての活動や、講師として謝礼を受け取るような活動を制限するものではありません。

### (2) 活動情報の提供

活動情報を事務局までご提供ください。いただいた情報は、熊本市ホームページに掲載し、発信させていただきます。

情報提供には、別紙「情報提供フォーム」をご活用ください。(熊本市ホームページからダウンロードできます。)

メール、FAX 等で随時受け付けています。

### ※ 傷害保険について

水守になることで、新たな傷害保険の適用はありません。

ただし、ボランティア活動団体等で、市内を拠点とし、清掃など無報酬のボランティア活動中の事故の場合、「熊本市ボランティア活動保険」が適用される場合があります。

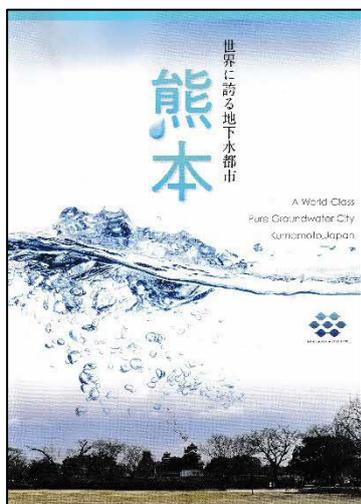
詳細は事務局(水保全課)までお問い合わせください。

## 4 本市の水関連情報等

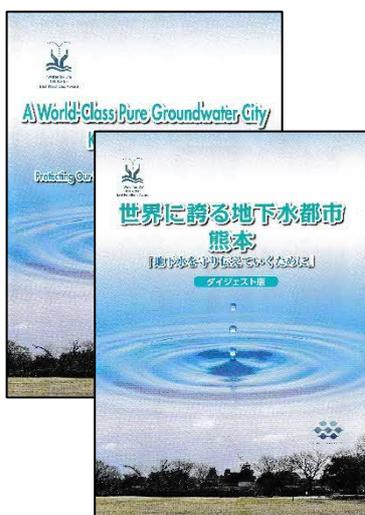
### (1)パンフレット等の水関連グッズ

パンフレット、チラシ、ポスター、シール等、「世界に誇る地下水都市・熊本」の保全やPRに役立つグッズをご紹介します。ご入用の際は、事務局までお問い合わせください。在庫切れ等で提供できない場合がございますのでご了承ください。

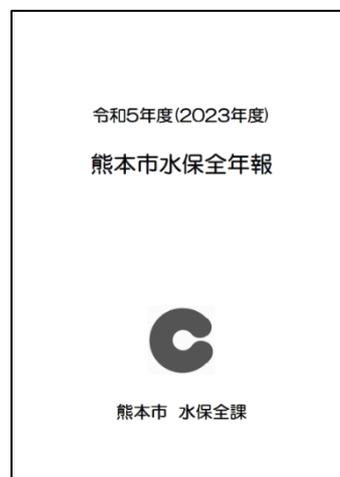
#### ■パンフレット等一覧



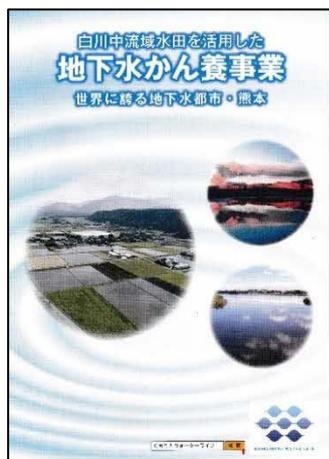
『世界に誇る地下水都市・熊本』A4版 20頁、熊本の地下水のしくみ、現状と対策などを紹介



『世界に誇る地下水都市・熊本(タ'イ'ェスト版)』A4版 4頁、熊本の地下水のしくみ、現状と対策などを紹介 ※英語版あり。



『熊本市水保全年報』A4版 100頁程度、熊本市の水保全事業の紹介、毎年度改定



『白川中流域の水田を活用した地下水かん養事業』A4版 6頁、白川中流域水田かん養事業の紹介



『水源かん養林整備事業』A4版 6頁、熊本市が実施する水源かん養林事業の紹介



『くまもとの水についてかんがえよう。』A4版 24頁、小学生向け地下水学習の副読本



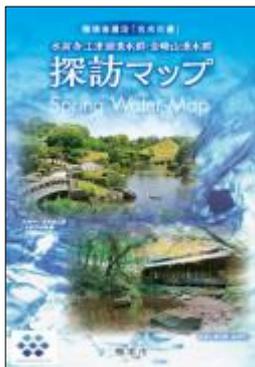
『家庭用節水ハンドブック』  
A5 版 14 頁, 家庭の節水方  
法の紹介



『くまもと「水」検定公式テキ  
ストブック』A5 版変形 168  
頁 950 円(税別), 市内主  
要書店で販売中, 熊本の水  
がよくわかる決定版



『熊本水遺産めぐり』A2 版  
両面, 熊本水遺産の紹介, マ  
ップや最寄のバス停等を案内



『探訪マップ』A2 版両面, 平  
成の名水百選に選ばれた水  
前寺江津湖湧水群と金峰山  
湧水群の概要紹介とマップ  
での案内



『その水もったいなか!シー  
ル』10×10cm, 節水シー  
ル。水まわりに貼ってこまめ  
な節水を。

## (2)熊本市等の水保全に関する補助制度

補助制度	内容	連絡先
雨水貯留タンク購入設置補助	家庭で雨水を貯めるタンクを購入・設置する場合に補助金がでます。 ※事前の手続きが必要です。	熊本市水保全課 電話 328-2436
不用浄化槽雨水貯留施設転用工事補助	不用になった浄化槽を雨水を貯める施設に転用する場合に補助金がでます。 ※事前の手続きが必要です。	熊本市水保全課 電話 328-2436
雨水浸透ます設置補助	家庭などで雨水を地下に浸透させる「雨水浸透ます」を設置する場合に補助金がでます。 ※事前の手続きが必要です。	熊本市河川課 電話 328-2571
自噴井の止水バルブ設置	無駄な地下水の流出を止めるため、自噴する井戸に止水バルブを設置する場合に助成金がでます。 ※事前の手続きが必要です。	公益財団法人 くまもと地下水財団 電話 227-6678
量水器の設置	正確な地下水の採取量を把握し、適正な利用のため量水器を設置する場合に助成金がでます。 ※事前の手続きが必要です。	公益財団法人 くまもと地下水財団 電話 227-6678

※いずれも数に限りがあります。

## 5 くまもと水守制度要綱

---

(目的)

第1条 本市の地下水の保全及び水の魅力を生かしたまちづくりを担う人材をくまもと水守(以下「水守」という。)として登録するとともに、当該人材及びその活動情報を収集し、及び発信することにより、人材の育成及び交流を促進し、並びに水保全活動等を活性化し、もって本市の水環境の保全、水文化の継承及び水を生かしたまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

(水守の登録の申込み)

第2条 水守の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、くまもと水守登録申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 申請者は、自身の活動に沿った水守の呼称を付けることができる。ただし、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある呼称は認められない。

(水守の登録)

第3条 市長は、本市の水環境の保全、水文化の継承又は水を生かしたまちづくりの活動を行うことができる者を水守として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により水守の登録を受けた者に対し、くまもと水守登録証(以下「登録証」という。)(様式第2号)を交付するものとする。

3 市長は、水守として登録した者を水守登録台帳に記録するものとする。

(暴力団員等の排除)

第3条の2 市長は、前条の規定にかかわらず、申請者が熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げるもの(第12条第4号において「暴力団員等」という。)に該当する場合は、水守への登録の決定をしないことができる。

(水守の登録の変更及び廃止)

第4条 水守は、登録の内容に変更があった場合又は登録を廃止する場合には、速やかに市長に届けるものとする。

2 市長は、水守として適当でない行為等があった場合には、その登録を取消すことができるものとする。

(情報の提供)

第5条 市長は、水守の情報を記載した名簿を作成するものとする。

2 水守は、自身の活動及び水に関する情報を市長に提供するものとする。

3 市長は、水守の情報及び水守から提供された活動情報等をホームページ等により市民等へ広く発信するものとする。

4 市長は、市民から水保全等の活動に役立てるために、水守に関する情報提供の依頼があった場合には、当該活動に適した水守を紹介し、又は斡旋することができるものとする。

(水守の呼称の自由使用)

第6条 水守は、水守の活動に際して、登録証に記載された水守の呼称を自由に使用するこ

とができるものとする。

(情報の保持)

第7条 水守その他の水守の業務に従事する者は、水守の名簿に登載されている事項その他業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局環境推進部水保全課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。



様式第2号(第3条関係)

令和 年 月 日

くまもと水守登録証

(住所)

(氏名) 様

熊本市長

くまもと水守制度要綱第3条第1項に基づき、くまもと水守に登録します。

くまもと水守の 呼称	「 」水守
水守としての活 動内容	
自己PR及び 今後の抱負等	





---

---

## くまもと水守事務局

熊本市環境局環境推進部水保全課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話096-328-2436 ファックス096-359-9945

電子メール [mizuhozen@city.kumamoto.lg.jp](mailto:mizuhozen@city.kumamoto.lg.jp)

熊本市環境局ホームページ「くまもとウォーターライフ」

---

---